

柏崎市 I T 商品開発支援補助金

— 令和 7 年度（2025 年度） 公募要領 —

1 事業の目的

さらなる情報産業の振興を図るため、地域産業が求める新たな製品やサービス創出等の研究開発を行う事業を支援します。

2 補助対象事業

新製品・新技術を開発する事業等（既存の製品及び技術の改良を含む。）で事業計画の認定を受けたものとします。

※令和 8 年（2026 年）2 月末日までに補助事業が完了することが必要です。

3 補助対象者

中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年（1963 年）法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）で、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 情報通信業のうち情報サービス業及びインターネット附随サービス業を主たる事業として営む方
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有する方
- (3) 引き続き 1 年以上事業を営んでいる方
- (4) 市税を滞納していない方
- (5) 他に同種の補助金等の申請をしていない方

4 補助率、補助限度額及び採択件数

補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて交付するものとし、採択件数は合計 2 件までとします。

- (1) 新製品・新技術を開発する事業

補助率	補助限度額
1/2	300 万円

- (2) 大学との連携により、共同で新製品・新技術を開発する事業

補助率	補助限度額
2/3	300 万円

備考

補助金は、1,000 円未満切り捨てとなります。

5 補助対象経費

次の各号に掲げるもののうち、補助事業の執行に必要と認められるものを経費とします。

- (1) 大学に対して支払う共同（委託）研究費

- (2) 開発・改良に係る人件費（直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。）
 - (3) 外部委託費（補助対象経費の2分の1以内とする。）
 - (4) 技術指導に対する謝金
- ※ 消費税及び地方消費税は、対象外とします。

6 申請書類

次の書類を揃え、紙媒体で1部提出してください。併せて、申請書類データをものづくり振興課までお送りください。

- (1) 柏崎市IT商品開発支援補助金事業計画認定申請書
 - (2) 登記事項証明書及び定款（定款は原本証明がされたもの）
 - (3) 補足資料（開発品の概略図や説明図等）
- ※ 同一法人・同一事業者による申請書の提出は、1件に限ります。
- ※ 提出書類は、返却しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

7 申請書類の提出

申請期間中に必ず下記の窓口へ直接持参してください。

- 【申請期間】令和7年（2025年）5月7日（水）から5月30日（金）まで
- 【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び休日を除く。）
- 【申請窓口】柏崎市産業振興部ものづくり振興課（柏崎市日石町2番1号）

8 審査基準について

次の評価項目、内容及び配点（30点満点）に基づき、複数の審査員により審査を行います。採択事業は合計点数の上位から決定し、同点の場合は、独創性に係る配点が高いものとします。

評価項目	評価基準	点数配分
独創性	従来の技術・製品との比較 基本的な技術、アイデアの水準 商品化のための応用技術の活用・展開	10点
開発体制	自社内における研究開発組織・人材 外部企業・期間との連携体制 研究開発の難易度と開発経費のバランス 開発担当者の意欲	10点
市場性	市場の要求 市場の規模・需要見込み 採算性・成長性	5点
事業化体制	事業化のための組織・人材 事業資金の確保 販売チャンネルの確立 費用対効果	5点
合 計		30点
採択基準	合計点数の審査員平均が21点以上	

9 スケジュール・手続等

補助金の交付決定に当たり、次の手順で審査を実施します。

(1) 申請書類の確認

申請窓口において、提出された申請書類の記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

(2) 有識者等によるヒアリング・審査の実施

提出された申請書類を基に、個別面談形式によるヒアリングを実施します。ヒアリングは、事業計画書に基づく事業概要の説明を20分程度、質疑応答を10分程度予定しています。

事業計画書の説明は、パワーポイントを使ったプレゼンテーションも可能です。

ヒアリングの日程は、別途通知します。おおむね1月後を目途に実施します。

(3) 採択又は不採択の通知

(2)の結果を踏まえ、最終的な審査を実施し、補助対象事業、補助対象事業者、交付決定額を決定します。事業計画書の提出者全員に対し、採択又は不採択について書面によりお知らせします。なお、審査の結果は、市ウェブサイトにて公表します。

(4) 交付申請（以下、採択者のみの手続になります。）

採択通知を受領後、郵送又は直接持参により、交付申請書を提出してください。

【提出書類】

- ・ 交付申請書（採択事業者の方に個別でお渡しします。）
- ・ 柏崎市 I T 商品開発支援補助金事業採択通知書
- ・ 市税完納証明書

(5) 交付決定の通知

交付申請書を受理後、書類審査を踏まえて、交付決定を書面により通知します。

(6) 補助事業の実施

交付決定通知書の受理後、補助事業を実施してください。補助対象経費は、交付決定通知書の日付以降に発注したものが対象になりますので、注意してください。

(7) 実績報告

補助事業完了後、次に掲げる書類を添えて、実績報告書を提出してください。

【添付書類】

- ・ 補助対象経費の領収書等支出証拠書類の写し
- ・ 人件費集計表、作業日報
- ・ 成果品写真、概要図等

(8) 現地調査及び補助金の支払

実績報告書の受理後、補助事業に係る現地調査を実施します。現地調査の実施後、おおむね30日後に補助金を支払います。

なお、補助事業完了後3年間は、補助事業の遂行状況を各年度末までに市長に対して報告していただきます（様式自由）。

10 事業計画書の記入要領

審査基準の視点に留意しながら記載してください。補助事業の内容・期待される効果等について、分かりやすく図表や写真等を用いた別紙資料を用意いただいても構いません。